

船橋市老人クラブ連合会補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市老人クラブ連合会に対し、その事業に要する経費について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほかに、この要綱に基づき補助金を交付することにより、老人クラブ活動の充実及び発展を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において船橋市老人クラブ連合会とは船橋市老人クラブ助成金交付規則（昭和54年船橋市規則第30号）第2条に規定する老人クラブをもって組織された団体をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、船橋市老人クラブ連合会が実施する事業のうち別表に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請等）

第6条 申請者は、規則第3条の規定により、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により申請の内容を審査し、適正と認めたときは、規則第6条の規定により補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたっては、規則第5条に掲げる条件を附するものとする。
（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は事業完了後20日以内又はその事業年度終了後20日以内に、補助事業等実績報告書（規則第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書（規則第6号様式）をもって補助事業者に交付額の確定を通知するものとする。

（交付請求）

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付請求をする場合は、補助金等交付請求書（規則第7号様式）に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付について事業完了前に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、若しくは交付を受けたとき、市長は補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（保存期間）

第12条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 老人クラブ等活動促進事業 (2) 健康づくり・介護予防支援事業 (3) 地域支え合い事業 (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業 (5) その他市長が高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等老人クラブ連合会が行う事業として適当と認めた事業	報償費 賃金 旅費 需用費（食糧費を除く） 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	補助対象経費の 100 % 以内とする。 ただし、負担金については 50 % 以内とする。